

議案第109号

地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（平成17年安曇野市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「^{じゅん}閏年」を「うるう年」に改める。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(安曇野市道路占用料条例の一部改正)

第2条 安曇野市道路占用料条例（平成17年安曇野市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「^{じゅん}閏年」を「うるう年」に改める。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(安曇野市準用河川占用料条例の一部改正)

第3条 安曇野市準用河川占用料条例（平成29年安曇野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「^{じゅん}閏年」を「うるう年」に改める。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年安曇野市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「^{じゅん}閏年」を「うるう年」に改める。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第5条 安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例（平成17年安曇野市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「^{じゅん}閏年」を「うるう年」に改める。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条（安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第5条第2項の改正規定に限る。）、第2条（安曇野市道路占用料条例第7条第4項の改正規定に限る。）、第3条（安曇野市準用河川占用料条例第8条第4項の改正規定に限る。）、第4条（安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例第12条第4項の改正規定に限る。）及び第5条（安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例第13条第4項の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条による改正後の安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例附則第3項の規定、第2条による改正後の安曇野市道路占用料条例附則第5項の規定、第3条による改正後の安曇野市準用河川占用料条例附則第2項の規定、第4条による改正後の安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の規定及び第5条による改正後の安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例附則第4項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第110号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第7条第2項中「6月30日及び」を「6月30日に支給する場合には100分の170、」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

第7条第2項中「6月30日に支給する場合には100分の170、」を「6月30日及び」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第111号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の110」を「、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」に改める。

第2条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の127.5」に、「、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第112号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第8項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第113号

安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例の一部を改正する条例

安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例（平成17年安曇野市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業者の営農若しくは生活の改善又は経営の合理化を図るとともに」を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条第2項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」を「市長は、必要があるときは」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用の中止）

第5条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第7条第1項中「指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「市長は、利用者」に改め、同項各号列記以外の部分中「利用の」を「第4条第1項の」に改め、同項第1号中「前条第2項各号」を「第4条第2項各号」に改め、同項第2号中「前条第3項」を「第4条第3項」に改め、同項第3号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前条に規定する利用の中止の届出があったときは、第4条第1項の許可を取り消すものとする。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第7条 利用者は、別表に定める使用料を、利用を開始する日までに納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

第8条を削る。

第9条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金」を「市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 第4条第1項の許可を受けた者の責めに帰さない理由により利用できなくなった

とき。

(2) 規則で定める日までに第4条第1項の許可（変更に係るものに限る。）を受けたとき、又は第5条の規定による中止の届出があったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表中「第8条」を「第7条」に、「利用料金」を「使用料」に改め、1会議室等の利用料金表の備考欄1中「利用者が入場料を徴収する場合」「入場料有料の場合」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 114 号

安曇野市まちづくり会館条例を廃止する条例

安曇野市まちづくり会館条例（平成 17 年安曇野市条例第 149 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第115号

安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特定開発事業の認定（第38条―第50条）」を

「第3節 特定開発事業の認定（第38条―第50条）」

第4節 権利の保護（第50条の2）」に改める。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）基本方針 市の土地利用の基本となる方針をいう。

第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「建築又は建設する」を「建築する」に、「区画形質」を「区画又は形質」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）建築 建築物等を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

第2条に次の1項を加える。

2 前項各号に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、建築基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第6条に次の1項を加える。

2 開発事業者は、開発事業を行う区域又は当該区域周辺に公共施設の計画が定められているときは、当該計画の早期実現に協力するとともに、当該計画と整合のとれた整備を行うよう努めなければならない。

第8条第1項第1号を次のように改める。

（1）基本方針

第9条第3項中「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条第3項中「基本方針」を「基本方針並びに法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針」に改める。

第14条第6項ただし書中「した場合」を「したとき」に改める。

第15条第2項第2号中「区域は、」の次に「当該計画提案の目的を達成するために必要な範囲で、原則として」を加える。

第17条第1項中「第24条第1項において」を「以下」に改める。

第18条第3項中「開発事業の案に係る」を削り、「市長」を「市長その他の行政機関（以下「市長等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、第2項の開発事業の案が提出されたときは、当該開発事業に係る手続が円滑に進められるように開発事業者に対し、必要な助言を行うことができる。

5 市長は、前項の助言を行うために必要な調査を行うことができる。

第19条中「開発事業者は、」の次に「前条第2項の規定による」を加える。

第20条第2項中「起算して」を「原則として」に改め、「当該開発事業に係る」を削り、「開催し」の次に「、当該開発事業に係る正確な情報を提供し」を加え、同条第3項中「内容」の次に「（複数回開催したときは、その全ての内容）」を加え、同条第4項中「ときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「縦覧期間は」を「縦覧期間は、」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 市長は、第3項の報告書の提出があったときは、必要な調査を行うことができる。

第20条に次の1項を加える。

6 市長は、第3項の報告書に虚偽の記載があると認めるときは、当該開発事業者に対し、当該報告書の訂正を命ずることができる。この場合において、第4項の規定による縦覧期間は、訂正された報告書の写しの縦覧を開始した日の翌日から起算するものとする。

第21条の見出し中「の案」を削り、同条第1項中「から起算して7日以内に、開発事業の案又は同条第3項の規定による報告書」を「までに、当該開発事業」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の意見書が提出されたときは、前条第4項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日以内に当該意見書の写しを当該開発事業者に送付するものとする。

第22条中「（第24条第1項において「承認申請の手續に係る意見書等」という。）」を削る。

第23条中「を全て」を「のいずれかを」に改め、同条第1号中「いること」を「おり、第20条第2項各号の規定に該当しないとき」に改め、同条第2号中「第20条第2項の規定による説明会を開催した場合は」を「第20条第2項各号の規定に該当する場合において」に、「が満了した」を「満了の」に、「していること」を「しているとき」に改め、同号ただし書を削り、同条第3号を削る。

第24条を次のように改める。

（開発事業の承認等）

第24条 市長は、承認申請があった場合において、当該申請に係る開発事業が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、これを承認（以下「事業承認」という。）することができる。

（1） 当該開発事業が基本計画に適合していること。

（2） 当該開発事業が周辺の生活環境に及ぼす影響を考慮し、必要な措置を講じていること。

（3） 当該開発事業にあつては、道路、公園その他の公共の用に供する空地が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、当該開発区域内の主要

な道路が、当該開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。

ア 当該開発区域の規模、形状及び周辺の状況

イ 当該開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ウ 当該開発事業の用途

(4) 当該開発事業の区域内には、雨水を有効に排出するとともに、その排出によって当該開発事業の区域外に^{いつ}溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(5) 安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）第18条第1項の規定に基づく行為の着手の制限期間（同条第2項の規定により当該期間が短縮されたときは、当該期間）が満了していること。

(6) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（以下「共同住宅等」という。）を建築する開発事業においては、当該開発事業に適した自動車の駐車のための施設を整備すること。

(7) 太陽光発電施設を建築する開発事業においては、次に掲げる事項を勘案していること。

ア 災害発生の危険性の高い場所でないこと。

イ 敷地境界から太陽光発電施設までにゆとりがあること。

ウ 第三者が敷地内に容易に立ち入れないよう対策していること。

(8) 前各号に定めるもののほか、当該開発事業が法令の規定と適合していること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、規則で定める。

3 開発事業者は、当該開発事業に係る行為が法第30条第1項の規定による申請書又は建築基準法第6条第1項の規定による申請書の提出を要するときは、当該申請書を提出する前に、当該開発事業の事業承認を受けなければならない。

4 開発事業者は、承認申請の可否についての書面の交付を受ける前に限り、承認申請を取り下げることができる。

第25条第1項中「事業承認をしたときは、速やかにその旨を記載した書面（以下「事業承認証」という。）」を「第23条の申請があったときは、当該申請の可否についての書面」に改め、同条第2項中「事業承認証」を「前項の規定により、事業承認をした書面（以下「事業承認証」という。）」に改め、同条第3項中「供する」を「供し、第33条第1項の検査が完了した旨を記載した書面（以下「検査済証」という。）を交付するまでの間、当該開発事業の概要を公表する」に改める。

第26条第1項中「の交付を受けた後、工事完了の届出を行う」を「が交付されてから、検査済証が交付される」に、「市長の承認を」を「事業承認を再度」に改め、同項ただし書中「及び安曇野市景観条例に基づく変更」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第18条から前条までの規定は、前項の規定による事業承認を再度受ける場合について

準用する。

第27条第1項中「又は」の次に「当該」を加える。

第28条中「第18条第1項の規定に違反して承認」を「事業承認」に、「工事」を「開発事業」に改める。

第29条中「開発事業者は、」の次に「事業承認を受けた」を加える。

第30条の見出し中「期間中」を「承認後」に改め、同条第1項中「開発事業の期間中」を「開発事業者に事業承認証が交付されてから、検査済証が交付されるまでに」に、「開発事業者又は工事施工者」を「当該開発事業者」に改め、同条第2項中「又は工事施工者」を削り、「対し、」の次に「市民等への」を加える。

第31条第2項中「事業承認証」を「事業承認」に改める。

第32条中「開発事業者は、」の次に「事業承認を受けた」を加える。

第33条第1項中「場合」を「とき」に、「第26条各項」を「第26条第3項」に、「検査が完了した旨を記載した書面（以下「検査済証」という。）」を「検査済証」に改め、同条第4項中「市長」を「第1項の規定」に、「ときは、再度当該開発事業の検査を行うものと」を「場合について準用」に、「前3項の規定を準用」を「同項中「前条の規定による届出」とあるのは「第3項の規定による届出」と、「事業承認した内容」とあるのは「次項の規定による命令に基づく措置を講じた内容」と読み替えるものと」に改める。

第36条中「事業認定証、事業承認証若しくは検査済証」を「事業承認証、検査済証又は第48条第3項に規定する書類」に、「うえ」を「上」に改める。

第39条第1項中「当該開発事業に係る」を削り、「市長」を「市長等」に改める。

第40条第2項中「特定開発事業の素案又はその写し」を「規則で定めるところにより、当該素案の写し」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 開発事業者は、前項の規定による告示の日から起算して8日以内に、規則で定めるところにより、当該特定開発事業の予定区域内の見やすい場所に、当該特定開発事業に係る事項を記載した標識を設置しなければならない。
- 4 市長は、第1項の特定開発事業の素案が提出されたときは、当該特定開発事業に係る手続が円滑に進められるように開発事業者に対し、必要な助言を行うことができる。
- 5 市長は、前項の助言を行うために必要な調査を行うことができる。

第41条第1項中「当該特定開発事業の素案に係る」を削り、「開催し」の次に「、当該特定開発事業に係る正確な情報を提供し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる特定開発事業は、この限りでない。

- (1) 宅地分譲を伴わずに戸建住宅を建築する特定開発事業
- (2) 国、県、市又は市がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が行う特定開発事業

第41条第4項中「第2項」を「第4項」に、「あるとき」を「あると認めたとき」に、「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「ときは」の次に「、

規則で定めるところにより」を加え、「供し、その縦覧を開始した日の翌日から起算して14日間、公衆の縦覧に」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その縦覧期間は、その縦覧を開始した日の翌日から起算して14日間とする。

第41条中第3項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 市長は、第4項の報告書の提出があったときは、必要な調査を行うことができる。

第41条第2項中「開発事業者は、」の次に「第1項又は」を加え、「開催した日の翌日から起算して、14日以内に、説明会の概要」を「速やかに当該説明会の内容（複数回開催したときは、その全ての内容）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市民等は、前項各号に該当する特定開発事業について、前条第2項の告示の日の翌日から起算して14日以内に説明会の開催を市長に求めることができる。

3 市長は、前項の規定により説明会の開催を求められたときは、その旨を開発事業者に通知するものとし、当該通知を受けた開発事業者は、速やかに説明会を開催しなければならない。

第42条第1項中「前条第3項」を「前条第5項」に、「から起算して7日以内」を「まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の意見書が提出されたときは、前条第5項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日以内に当該意見書の写しを当該開発事業者に送付するものとする。

第42条第3項中「前項」を「第1項」に、「当該開発事業」を「当該特定開発事業」に改める。

第43条第1項中「当該開発事業」を「当該特定開発事業」に改める。

第44条第1項中「から起算して7日以内」を「まで」に改め、同条第2項中「場合」を「とき」に改める。

第45条第1項及び第2項を次のように改める。

開発事業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、認定申請を行うことができる。

(1) 第41条第5項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日を経過しており、第42条第1項の規定による意見書の提出がないとき。

(2) 第42条第1項の規定による意見書の提出があったときは、第43条第2項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日を経過しており、前条第3項の規定による公聴会の開催通知がないとき。

(3) 前条第3項の規定による通知を受けたときは、同条第2項の規定による公聴会を終了しているとき。

2 開発事業者は、第41条第1項各号に掲げる特定開発事業にあっては、前項の規定にか

かわらず、同条第2項の規定による期間を経過しており、同条第3項の規定に該当しないときは、認定申請を行うことができる。

第45条第3項中「から起算して7日以内に、特定開発事業の案」を「までに、当該特定開発事業」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項又は前項の認定申請があったときは、速やかにその旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、当該認定申請の書類の写しを告示の日の翌日から起算して14日間、公衆の縦覧に供するものとする。

第46条中「第41条第1項」の次に「及び同条第3項」を加え、「、第43条第1項の規定による見解書」を削り、「第45条第3項」を「前条第4項」に、「当該開発事業」を「当該特定開発事業」に改める。

第47条第1項中「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「特定開発事業の案」を「当該特定開発事業」に、「、特定開発事業」を「、当該特定開発事業」に改め、同条第2項中「認定申請の手續に係る意見書等」を「当該特定開発事業」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 宅地分譲を行わずに戸建住宅を建築する特定開発事業で、あらかじめ安曇野市土地利用審議会で同意を得て指定したもの
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設を建築する特定開発事業で、あらかじめ安曇野市土地利用審議会で同意を得て指定したもの

第47条に次の2項を加える。

- 3 市長は、前項の規定による安曇野市土地利用審議会に意見を聴く場合において、第45条第4項の規定による意見書が提出されているときは、開発事業者に対し、当該意見書の写しを送付し、当該意見書に対する見解を求めることができる。
- 4 開発事業者は、認定申請の可否についての書面の交付を受ける前に限り、認定申請を取り下げることができる。

第48条第1項中「事業認定をしたときは、速やかにその旨を記載した書面（以下「事業認定証」という。）」を「第45条第1項又は第2項の申請があったときは、当該申請の可否についての書面」に改め、同条第2項中「第45条第3項」を「第45条第4項」に改め、「対する」の次に「市長の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定により、事業認定をした書面（以下「事業認定証」という。）を交付するときは、開発事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

第49条第1項中「市長の認定を」を「事業認定を再度」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 第39条から前条までの規定は、前項の規定による事業認定を再度受ける場合について準用する。

第49条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

- 4 開発事業者は、事業認定証を交付された後、当該特定開発事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第50条第2項中「もの」を「者」に改める。

第3章に次の1節を加える。

第4節 権利の保護

第50条の2 市長は、第20条第4項、第40条第2項、第41条第5項、第43条第2項及び第45条第3項の規定による縦覧をする際は、縦覧をする書類に記載されている者の権利又は市の条例上保護される利益について十分に配慮しなければならない。

- 2 市長は、第21条第2項、第42条第2項及び第47条第3項の規定による意見書の写しを送付する際は、当該意見書に記載されている者の権利又は市の条例上保護される利益について十分に配慮しなければならない。

第57条第1号中「第20条第5項前段」を「第20条第6項前段」に改め、同条第2号中「第24条第2項又は第3項」を「第24条第3項」に改め、同条第8号中「第41条第4項前段」を「第41条第7項前段」に改め、同条第9号中「第49条第4項」を「第49条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の安曇野市の適正な土地利用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に第40条第1項の素案が提出（基本計画に整合する開発事業にあつては、第18条第2項の案の提出）される開発事業に適用し、同日前に提出された開発事業については、なお従前の例による。

令和2年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘